

トップ主導の粉飾見逃しはやむをえないのかーナナボシ事件判決

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

1. 事件の概要

下請け会社と共謀し、架空の水利組合等による灌漑(埋設配管)工事(和歌山県御坊地区組合工事)を仮装、ナナボシから下請けに支払った外注費を架空の水利組合等の名義を用いて、ナナボシに対する完成工事代金として還流させ、売上計上した。完成工事代金の一部が未収金となっていたが、補助金交付が遅れていると会計監査人に説明。会計監査人のトーマツは粉飾を見つけることができなかった。

1998年3月期から2001年3月期決算までこの方法による粉飾が繰返されていたが、トーマツは毎年、無限定適正意見を表明していた。2001年11月、入金遅れに疑義を持っていた同社の監査役と会計監査人が現地調査を行い、粉飾が発覚した。同社は同月、民事再生手続きを開始した。

金融庁は2006年3月、虚偽の監査証明を行ったとして、トーマツに戒告、監査メンバーの会計士3名は1~3か月の業務停止処分を受け、その他の関与会計士は役職停止や報酬のカットなどの社内処分が行われた。

管財人はトーマツに対し、損害賠償請求訴訟を起こし、2008年4月18日大阪地裁は、トーマツに損害賠償の支払いを命じた。

2. 原告(管財人)の主張と被告(会計監査人)の反論

原告の管財人の主張は、通常実施すべき監査手続きをしていれば、2001年3月期決算において粉飾を見つけることができたはずであり、監査契約上の債務不履行によって違法配当等の損害が発生したというものであった。

これに対して、被告、監査法人の主張は次の通りである。

- ① 監査の目的は財務諸表の適正性についての監査表明であり、不正の発見や「御坊地区工事取引の実在性」の確認は監査の第1次的目的ではない。
- ② 経営者や担当者による監査人に対する意図的な虚偽の情報提供が行われた場合には、監査人において、・・仮に、善管注意義務違反の問題を生じる余地があるとしても、被監査会社から監査人への債務不履行請求は許されない。

これは「経営者が関係した共謀により隠蔽や偽造等が行われた場合には、当該経営者不正を監査人が発見できる可能性が相当に低くなることに留意する必要がある。特に共謀を伴っている不正の場合、監査人が、巧妙に偽造された記録や証憑書類の真偽を判定することは困難である」(公認会計士協会監査基準委員会報告書第10号「不正および誤謬第15項」)を受けての主張と思われる(眞田)

- ③ 本件においては、債務不履行につき帰責事由があるのは被監査会社自体であるから、クリーンハンズの原則(信義則)に基づいて、被監査会社による、監査契約に基づく監査人の債務不履行責任の追及は許されない。
- ④ 御坊地区の工事代金の計上方法は不自然ではない。同社では、毎年3月及び5月に取締役会における翌3月期の総合予算審議において、御坊地区の工事代金が公表予算に計上されていないにもかかわらず、当事件に関与していない取締役及び監査役3名(公認会計士と税理士の2名含む)は全く疑義を挟むことはなかった。

3. 裁判所の判断

(1) 粉飾に至る会社の状況

① 会社の状況

火力発電所設備等の設置やメンテ・ごみ焼却設備や配管工事等のプラント事業がバブル崩壊や石油精製プラント配管工事でのコスト増などで、大証二部上場後2年の1997年3月期決算で赤字決算となったが、代表取締役会長は、株価を維持するために2年連続の赤字は許されないと粉飾決算を決意し、甥であるM取締役に御坊地区の水利組合埋設配管工事(これなら外見上工事が完了したかのように見える)の架空売上を指示、工期は決算に間に合わせるため、数億円もの工事をわずか1か月程度の工期とした。他の取締役らは粉飾決算にはうすうす気づきながらも絶対的な権限を持つ会長に意見することはできず、粉飾に協力した。

② 粉飾工作

架空の水利組合の所在地にプレハブ小屋を建て郵便受けを設置し、会社(監査人)から送られてきた売掛金残高確認状を回収し、代表印を偽造し押印、返送した。監査人が現場視察を行った際には、工事を行ったと見える工作をして工事現場を選択し、すでに配管工事を終わった場所だとM取締役作成の図面で虚偽の説明をした。

(2) クリーンハンズの原則の対する見解

経営者が関係した共謀による粉飾の規模や巧妙さについては、監査人が「通常実施すべき監査手続」を行ってもなお発見することができたかを判断する要素とはなり得ても、株主や債権者の利益のためになされる管財人による監査人の責任追及そのものを否定する事情とはなりえない。会社が監査契約に違反して粉飾決算を行いながらその管財人が監査人の責任を追及することは、クリーンハンズの原則に反して請求そのものが許されないということにはならない。

(3) 通常実施すべき監査手続きであったか

以下のような理由から、2001年3月期決算においては、御坊地区工事の実在性について、追加監査手続きを実施しなかったことは「通常実施すべき監査手続」を満たしているとはいえない。監査の第1次目的が不正の発見ではないにしても、そのことを理由に責任を免れるものではない。試査や内部統制に依拠した監査手続きを前提とするから本来行うべき監査手続きが行えないというのは本末転倒である。

- ① リスクに応じて監査計画を立案すべきであった。会社が株価維持の必要性に迫られ、粉飾決算を実行するリスクは相当高かった。

- ② 他の工事より明らかに高額な売上の工事なのに、工期が非常に短く、しかも期首の予算(取締役会に提出)に計上されず、決算間近に、当初の全体の売上予想に近い数字になるよう計上されていたことは不自然である。発注先の自治体に問い合わせれば容易に判明することである。
- ③ 2001年3月期決算前に行われた現場視察において、担当の監査人は現場写真を撮影したが、工事現場の位置が図面と異なっているにもかかわらず、工事の規模の割には工事代金が高すぎている、工事をしたばかりなのに舗装面や蛇口が古びて直近に工事が行われたとは思えない現場もあったにもかかわらず 何ら質問はなかった。現場においてこれらの不自然な点は、工事の専門家でなくとも見つけることは可能であった(2001年3月期決算後の2001年11月の現場調査では、監査人の主任が工事現場を一見してこれらの疑問を直ちにを見つけ粉飾を明らかにした。時すでに遅しだったが)。
- ④ 1999年3月期において、監査人から御坊地区の工事の回収遅延の理由を求められると、国や県から補助金が下りていないので水利組合から支払いが行われていないと説明、監査人は納得してしまった。本来確実な入金が見込めるはずの公共工事での支払遅延は明らかに不自然であるにもかかわらず、2001年3月期決算までは問題視していなかった。

4. 当判決の持つ意味

(1) 当判決への評価

- ・ 粉飾決算が企業ぐるみであっても、監査法人にも責任があると認めた画期的な判決である(当事件の原告の管財人)。(2008. 4. 18asahicom)
- ・ 本事件において、監査法人は、これまでの裁判において被告となった多くの職業的監査人が主張してきた「監査の限界」、すなわち、今日の監査証明業務は、①試査前提であること ②強制的な捜査権を有していないこと ③被監査会社の協力を得て実施すること ④内部統制に依拠せざるを得ないこと 等の主張を展開したが、もはやそれは通用しなかった。・ ・かかる書類の適正性に重要な影響を及ぼすような虚偽記載を発見することも監査証明業務に含まれる。・ ・それこそが、社会が期待する監査なのではなかろうか？(2010. 10. 20日本経大論集第40巻第1号 上野真二「粉飾決算を看過した職業的監査人の民事責任—ナナボシ事件判決を受けて」)

(2) 監査役としてどう受け止めるべきか(真田コメント)

判決文は、2001年3月期の決算についてのみ責任を追及している。つまり、それ以前の監査については、追加監査手続きをとるべきだったとまでは言えないとしたが、2001年3月期については、「通常実施すべき監査手続き」を行っていれば、容易に不正を発見できたはずでということである。

当事件において、監査役が責任追及されたとの情報はないが、「トップ主導の会社ぐるみの不正は内部統制の対象外」とは言い切れないということを認識しなければならないと思われる。

(2017. 3. 21 真田宗興 出典：大阪地裁平 20. 4. 18 判決)

以上